

改正相続法制の内容について（その1）

令和5年7月28日

弁護士 関戸一考

1. 相続法制の大幅改正

最近、民法典の相続法制が昭和55年以来の40年ぶりの大幅な見直しが行われました。相続法制は、遺産分割や相続税の申告において重要な役割を果たす法律です。それは、国民生活にも密接にかかわるものだけに、弁護士や税理士が今回の法改正の中味を正確に理解しておく必要があります。そこで、改正の内容を簡潔にご説明致します。

2. 相続法制改正の契機

さて平成25年9月4日に最高裁判所で「非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1と定めた民法900条4号但書き前段の規定を違憲とする」旨の判断が示され、「嫡出子と非嫡出子を平等に取り扱うべきこと」とされました。この判決が相続法制を全般的に見直す契機となったと言われています。

そのため、以下の2つの法律が制定されました。

第1の法律が「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」です。

第2の法律が「法務局における遺言書の保管等に関する法律」です。

3. 今回の改正の概要

今回の改正の概要を4つの観点から説明します。

（1）第1の観点「配偶者保護のための方策」（具体的には「その2」参照）

最初に、「持戻し免除の意思表示」の推定規定（改正民法903条4項）の新設があります。

この規定は、特別受益を受けた配偶者を保護するため、「20年以上の夫婦として、居住の建物又はその敷地を遺贈又は贈与を受けた場合には、その分の

評価を加算して相続分の計算をしなくとも良い旨の意思表示があったとして推定する」旨の規定です。

次に、「配偶者居住権」(改正民法1028～1036条)の新設があります。

被相続人の配偶者にその使用を認める法的権利を創設し、遺産分割等における選択肢の1つとしてこれを認めるものです。

最後に、「配偶者短期居住権」(改正民法1037～1041条)の新設があります。これは、被相続人の配偶者が遺産の建物に居住していた場合には、遺産分割が終了するまでの間、無償でその居住建物を使用できるようにするものです。

(2) 第2の観点「遺言の利用促進のための方策」(具体的には「その3」参照)

最初に、自筆証書遺言の方式の緩和 (改正民法968条関係) があります。

これまでは自筆証書遺言をする場合には、遺言内容の全文、日付、氏名を自書しなくてはなりませんでしたが。しかし不動産や預金などの「財産目録に関しては、目録そのものに署名、押印するだけでよい」ことになりました。

次に、法務局における自筆証書遺言書の保管制度 (遺言書保管法) の創設があります。これにより自筆証書遺言書の紛失や隠匿が防げるようになりました。

(3) 第3の観点「実質的な公平を図るための見直し」(具体的には「その3」参照)

まず、遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲に関する規定 (改正民法906条の2) の創設があります。

この規定は、遺産分割前に財産が共同相続人の一人によって処分された場合には、処分をした共同相続人の取り分を組み戻し、処分前と同等にすることができるとするものです。

次に、「特別の寄与制度」(改正民法1050条) の新設があります。

この制度は、相続人に該当しない親族(例えば相続人の配偶者など)が被相続人に対し介護等の貢献を行った場合に、この貢献に報いるための制度を創設するものです。

(4) 第4の観点「それ以外の見直しでの留意すべき点」

最初に、遺産分割前の預貯金の払戻請求を認める制度（改正民法909条の2）の創設があります。

この制度は、預貯金も遺産分割の対象とすることに近年判例が変更されたため、葬式費用の支払いなどの支出で困ってしまうのを改善するために創設されました。但し、単独で銀行等の窓口で払い戻しのできる額は預金額の3分の1に法定相続分を乗じた分に限ります。

次に、遺留分権利者の権利行使によって生ずる権利の金銭債権化（改正民法1046条）の創設があります。

これまでは、相続人が遺留分の権利を行使すると、すべての財産について共有関係が生ずるとされていました。しかし、これをやめて遺留分侵害額を金銭債権化することになりました。

最後に、「相続させる」旨の遺言等によって承継された権利が法定相続分を超える分については、対抗要件を備えることを要する旨の規定（改正民法899条の2）の創設がなされました。

これによって、遺言書があっても法定相続分を超える分については、対抗要件（登記等）を備えなければ第三者に対抗できないこととなりました。

概ね以上の（1）～（4）の内容が改正相続法制の主な内容です。

（つづく）